第四十三条の三第二項第一号中「六十二万円」を「五十六万円」に改める。

附則第五条の見出しを「（特例措置対象被保険者等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「平成二十六年三月」を「平成三十一年三月」に、「以下「七十歳以上特例措置対象被保険者等」を「次項において「特例措置対象被保険者等」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に、「七十歳以上特例措置対象被保険者等」を「特例措置対象被保険者等」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第六条を次のように改める。

第六条　削除

（船員保険法施行令の一部改正）

第二条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第一号中「六万二千百円。」を「四万四千四百円」に改め、同号ただし書を削り、同条第四項第一号中「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同号ただし書を削り、同条第五項第一号中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改め、同条第六項第二号中「六万二千百円」を「四万四千四百円」に、「三万千五十円」を「二万二千二百円」に改め、同項第三号中「二万四千六百円」を「一万二千三百円」を「六千円」に改め、同条第七項第二号イ中「六万二千百円」を「四万四千四百円」に、「三万千五十円）。」を「二万二千二百円）」に改め、同号イただし書を削り、同項第三号イ中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改める。

第十条第一項第二号イ中「六万二千百円。」を「四万四千四百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第三号イ中「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第四号イ中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改める。

第十二条第二項第一号中「六十二万円」を「五十六万円」に改める。

附則第三条の見出しを「（厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた被保険者等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「平成二十六年三月」を「平成三十一年三月」に改め、「（以下「七十歳以上特例措置対象被保険者等」という。）」を削り、「附則第三条第一項」を「附則第三条」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

附則第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条　削除

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第三条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の表以外の部分中「並びに附則第三十四条の三から第三十四条の五まで」を「、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四」に改め、同表附則第三十四条の四第一項の項中「附則第三十四条の四第一項」を「附則第三十四条の四」に、

七十歳以上特例措置対象組合員等	七十歳以上特例措置対象組合員等
当該組合員	当該組合員
当該加入者	当該加入者

を

当該組合員	当該加入者

に改め、同表附則第三十四条の四第二項から第四項までの項及び附則第三十四条の四第五項の項を削る。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の五第三項第一号中「六万二千百円。」を「四万四千四百円」に改め、同号ただし書を削り、同条第四項第一号中「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同号ただし書を削り、同条第五項第一号中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改め、同条第六項第二号中「六万二千百円」を「四万四千四百円」に、「三万千五十円」を「二万二千二百円」に改め、同号ただし書を削り、同条第七項第二号イ中「六万二千百円」を「四万四千四百円」に、「三万千五十円）。」を「二万二千二百円）」に改め、同号イただし書を削り、同項第三号イ中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改める。

第十一条の三の六第一項第二号イ中「六万二千百円。」を「四万四千四百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第三号イ中「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第四号イ中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改める。

第十一条の三の六の三第二項第一号中「六十二万円」を「五十六万円」に改める。

附則第三十四条の四の見出しを「（厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた組合員等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「平成二十六年三月」を「平成三十一年三月」に改め、「（以下「七十歳以上特例措置対象組合員等」という。）」を削り、同条第二項から第五項までを削る。

附則第三十四条の五を削る。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第五条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第四項第一号中「六万二千百円。」を「四万四千四百円」に改め、同号ただし書を削り、同条第五項第一号中「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同条第六項第一号中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改め、同条第七項第二号中「六万二千百円」を「四万四千四百円」に、「三万千五十円」を「二万二千二百円」に改め、同項第三号中「二万四千六百円」を「一万二千円」に、「一万二千三百円」を「六千円」に改め、同条第八項第二号イ中「六万二千百円」を「四万四千四百円」に、「三万千五十円）。」を「二万二千二百円）」に改め、同号イただし書を削り、同項第三号イ中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改める。

第二十九条の四第一項中「並びに附則第二条の二第五項」を削り、同項第三号イ中「六万二千百円。」を「四万四千四百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第四号イ中「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同号イただし書を削り、同項第五号イ中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改める。

第二十九条の四の三第三項第一号中「六十二万円」を「五十六万円」に改める。

附則第二条の二の見出しを「（厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた被保険者に係る高額療養費の支給に関する経過措置）」に改め、同条第一項中「平成二十六年三月」を「平成三十一年三月」に改め、「（以下「七十歳以上特例措置対象被保険者」という。）」を削り、「附則第二条の二第一項」を「附則第二条の二」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第六条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の四第三項第一号中「六万二千百円。」を「四万四千四百円」に改め、同号ただし書を削り、同条第四項第一号中「三万千五十円。」を「二万二千二百円」に改め、同号ただし書を削り、同条第五項第一号中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改め、同条第六項第二号中「六万二千百円」を「四万四千四百円」に、「三万千五十円」を「二万二千二百円」に改め、同項第三号中「二万四千六百円」を「一万二千円」に、「一万二千三百円」を「六千円」に改め、同条第七項第二号イ中「六万二千百円」を「四万四千四百円」に、「三万千五十円）。」を「二万二千二百円）」に改め、同号イただし書を削り、同項第三号イ中「二万四千六百円」を「一万二千円」に改める。